赤字解消・激変緩和措置計画（市町村名）

都道府県名	保険者番号	保険者名
大阪府	43	大阪狭山市

Ⅰ．赤字の発生状況

Ⅰ-（1）法定外繰入金の状況

様式5　平成28年度　国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。
※網掛けは、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入

決算補填等目的									
決算補填等目的のもの						保険者の政策によるもの			小計
保険料の収納不足のため ①（円）	累積赤字補填のため ②（円）	医療費の増加 ③（円）	後期高齢者支援金等 ④（円）	公債費等、借入金利息 ⑤（円）	高額療養費貸付金 ⑥（円）	保険料（税）の負担緩和を図るため ⑦（円）	地方単独の保険料（税）の軽減額 ⑧（円）	任意給付に充てるため ⑨（円）	①～⑨（円）
0	0	0	0	0	0	0		0	0

※その他は、理由別に区分けして貼付してください。

決算補填等以外の目的												合計
保険料（税）の減免額に充てるため ⑩（円）	地方単独事業の医療給付費波及増等 ⑪（円）	保健事業費に充てるため ⑫（円）	直営診療施設に充てるため ⑬（円）	納税報奨金（納付組織交付金等） ⑭（円）	基金積立 ⑮（円）	返済金 ⑯（円）	その他 一部負担金の減免額の補填 ⑰（円）	その他 多子世帯支援奨励金 ⑱（円）	その他 その他（解消すべきもの） ⑲（円）	その他 その他 ⑳	小計 ⑩～⑳（円）	⑳＝①～⑳（円）
9,005,125	8,859,846	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17,864,971	17,864,971

（千円）

（A）解消すべき法定外繰入金（国定義）①～⑨	0
（B）解消すべき法定外繰入金（大阪府定義）①,③～⑨,⑩,⑭,⑮,⑰～⑲	9,005

Ⅰ-（2）繰上充用金の新規増加額（C）

（千円）

繰上充用金	平成27年度	平成28年度	（C）新規増加額
	0	0	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

Ⅰ-（3）赤字額

（千円）

国　定　義　（D）=（A）+（C）	0
大阪府定義　（E）=（B）+（C）	9,005

【確認事項】 赤字がある場合で、平成30年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。

☐確実に赤字を解消する見込み（赤字解消計画の策定をしない）。
☑赤字を解消する見込みが不明または困難（計画を策定する）。

Ⅰ-（4）赤字の原因

保険料の減免額に充てる額を一般会計より繰り入れているため。

Ⅱ．赤字の解消計画

Ⅱ-（1）赤字解消のための基本方針

解消すべき法定外繰入金（大阪府定義）の保険料減免額に充てる額について、平成30年度より減免基準を一部改訂、令和6年度より府内統一基準とし、一般会計からの繰り入れを廃止します。

Ⅱ-（2）赤字解消のための具体的取組

平成30年度の減免基準の統一について、旧被扶養者減免、拘禁及び災害による減免は府統一基準としますが、収入に関する減免に関しては、現在本市が実施している生活保護基準による減免と比較し、減免額が大きい方法を適用します。
令和6年度には、減免基準を府統一基準のみとする予定のため、一般会計からの繰り入れは解消される見込みです。

Ⅱ-（3）赤字解消の年次計画

（総括表　国定義）

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和2年度	第4年次 令和3年度	第5年次 令和4年度	第6年次 令和5年度	最終年次 令和6年度	合計
法定外繰入の解消予定額（率）	－	0	0	0	0	0	0	0	0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額（率）	－								0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計　赤字解消予定額（率）	－	0	0	0	0	0	0	0	0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（総括表　大阪府定義）

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和2年度	第4年次 令和3年度	第5年次 令和4年度	第6年次 令和5年度	最終年次 令和6年度	合計
法定外繰入の解消予定額（率）	－	6,120	1,235	▲ 717	478	12	▲ 47	1,924	9,005
	－	67.96%	13.71%	▲7.96%	5.31%	0.13%	▲0.52%	21.37%	100.00%
残額	9,005	2,885	1,650	2,367	1,889	1,877	1,924	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額（率）	－	0	0	0	0	0	0	0	0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計　赤字解消予定額（率）	－	6,120	1,235	▲ 717	478	12	▲ 47	1,924	9,005
	－	67.96%	13.71%	▲7.96%	5.31%	0.13%	▲0.52%	21.37%	100.00%
残額	9,005	2,885	1,650	2,367	1,889	1,877	1,924	0	0

Ⅲ．激変緩和措置計画

Ⅲ-（1）府統一基準に向けた基本方針

第１年次計画では、大阪府の示す市町村標準保険料率と本市の平成２９年度保険料率は乖離が大きく、平成３０年度より市町村標準保険料率を適用する場合、被保険者への保険料の負担が急激に増大することから、令和3年度までの激変緩和措置を講じたところです。
第２年次計画では、大阪府の示す市町村標準保険料率と本市の保険料率の乖離は依然として大きく、被保険者への保険料の負担が増大していることから、本市の保険料率を令和元年度から令和５年度までの５年間で緩やかに府統一保険料に近づけていき、令和６年度で統一するように計画を変更しました。
第３年次計画から第４年次計画、さらに第５年次計画にかけて、第２年次計画と同様の激変緩和措置を講じ、激変緩和措置最終年度となる令和５年度においても継続します。
激変緩和期間中は大阪府へ納める事業費納付金が不足する見込みであるため、財源として財政調整基金を繰り入れする予定としています。
また、保険料の減免基準は、第１年次計画では収入に関する減免について、本市の生活保護基準の減免と比較し、減免額が大きい方法を適用していますが、令和元年度より府内統一基準にする予定とし、一般会計からの繰り入れの廃止を計画したところです。
現状の府統一基準では、収入減以外の理由の低所得世帯を対象にすることができず、被保険者への負担が増大することから、収入に関する減免のみ、令和6年度の統一まで本市の生活保護基準の減免と比較し、大きい方法を適用するように変更しました。

Ⅲ-（2）激変緩和の年次計画

		現状 平成29年度	第１年次 平成30年度	第２年次 令和元年度	第３年次 令和２年度	第４年次 令和３年度	第５年次 令和４年度	第６年次 令和５年度	令和６年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
１　保険料・税区分		統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
２　保険料率 （医療）	所得割（割合）	7.25%(54.10)	7.62%(54.08)	7.77%(53.58)	8.01%(52.39)	8.17%(51.95)	8.35%(54.77)	8.77(52.25)	統一	平成３０年度から令和５年度までの期間で段階的に保険料率及び額を上げていき、令和６年度に統一を図る予定。
	均等割（割合）	26,000円(31.70)	26,330円(30.40)	26,893円(30.16)	27,919円(30.41)	28,600円(30.25)	29,685円(28.06)	31,708(29.45)	統一	
	平等割（割合）	20,100円(14.20)	23,000円(15.52)	24,464円(16.26)	26,329円(17.20)	27,715円(17.80)	29,179円(17.17)	31,439(18.30)	統一	
	賦課限度額	54万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
２　保険料率 （後期）	所得割（割合）	2.78%(54.25)	2.52%(52.41)	2.54%(52.21)	2.57%(51.46)	2.61%(51.40)	2.63%(54.80)	2.80(52.64)	統一	平成３０年度から令和５年度までの期間で段階的に保険料率及び額を上げていき、令和６年度に統一を図る予定。
	均等割（割合）	10,000円(31.89)	8,604円(29.11)	8,709円(29.10)	8,838円(29.48)	8,998円(29.48)	9,141円(27.44)	9,863(28.92)	統一	
	平等割（割合）	7,500円(13.86)	9,346円(18.48)	9,438円(18.69)	9,527円(19.06)	9,609円(19.12)	9,500円(17.76)	10,037(18.44)	統一	
	賦課限度額	19万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	

		現状 平成29年度	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和2年度	第4年次 令和3年度	第5年次 令和4年度	第6年次 令和5年度	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
2 保険料率 （介護）	所得割（割合）	2.7%(55.35)	1.96%(49.74)	2.08%(49.88)	2.18%(50.22)	2.26%(49.38)	2.34%(57.09)	2.48(52.19)	統一	平成30年度から令和5年度までの期間で段階的に保険料率及び額を上げていき、令和6年度に統一を図る予定。
	均等割（割合）	11,700円(31.63)	14,412円(50.26)	15,199円(50.12)	16,105円(49.78)	16,632円(50.62)	17,190円(42.91)	18,371(47.81)	統一	
	平等割（割合）	5,800円(13.02)	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	16万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
3 保険料の減免基準		据え置き	併用	併用	併用	併用	併用	併用	統一	旧被扶養者減免、拘禁による減免及び災害等による減免は平成30年度に統一している。収入に関する減免に関しては、平成30年度から本市の生活保護基準の減免と府統一基準である減免を比較し、減免額が大きい方法を適用しており、現時点では令和6年度の統一まで継続する予定。
4 仮算定の有無		仮算定有	仮算定有	統一	統一	統一	統一	統一	統一	令和元年度より統一。
5 本算定の時期		7月	7月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	令和元年度より統一。
6 納期数		12ヵ月	12ヵ月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	令和元年度より統一。
7 一部負担金の減免基準		据え置き	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成30年度より統一。

上記のとおり提出します。

令和 6年 8月 20日

大阪府知事　吉村 洋文　様

保険者名　大阪狭山市

代表者名　大阪狭山市長 古川 照人　　印

別紙　赤字解消の年次計画（内訳表）

（千円）　％

	区分	項目	対象額	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和2年度	第4年次 令和3年度	第5年次 令和4年度	第6年次 令和5年度	最終年度 令和6年度	合計
①保険料収納不足のため	国府	解消額	－	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②累積赤字補填のため	国	解消額	－	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③医療費の増加	国府	解消額	－	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④後期高齢者支援金等	国府	解消額	－	0	0	0	0	0	0	0	
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤公債費等、借入金利息	国府	解消額	－	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥高齢者療養費貸付金	国府	解消額	－	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦保険料（税）の負担緩和を図るため	国府	解消額	－	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧地方単独の保険料（税）の軽減額	国府	解消額	－	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨任意給付に充てるため	国府	解消額	－	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩保険料（税）の減免額に充てるため	府	解消額	－	6,120	1,235	▲ 717	478	12	▲ 47	1,924	9,005
		解消率	－	67.96%	13.71%	▲7.96%	5.31%	0.13%	▲0.52%	21.37%	100.00%
		残　額	9,005	2,885	1,650	2,367	1,889	1,877	1,924	0	0
⑭納税報奨金（納付組織交付金等）	府	解消額	－	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑮基金積立	府	解消額	－	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑰その他（一部負担減免額の補填）	府	解消額	－	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑱その他（多子世帯支援奨励金）	府	解消額	－	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑲その他（解消すべきもの）	府	解消額	－	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0